

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 8 年 5 月 25 日

奄美市農業委員会
第 5 回定例総会議事録

署名委員	日高 千夏
署名委員	榮 清安

市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年5月25日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里義文	8	榮清安
2	朝郁夫	9	西盛満
3	茂木幸生	10	山田正修
4	与沢裕美	11	岸田国広
5	照井香里		
6	大瀬昭信	13	中棚昭三十
7	日高千夏	14	田中幹雄

4. 欠席委員 1名

12	里和彦
----	-----

5. 事務局職員

事務局長	中村幸信
事務局次長	米田渚
笠利総合支所主幹兼分室長	松本信光
笠利総合支所主幹	竹山和幸
名瀬総合支所主査	別府真砂海

6. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 非農地の認定について

議案第 29 号 農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約について

議案第 30 号 奄美市農用地利用集積等促進計画(中間管理機構)の合意解約決定について

議案第 31 号 奄美市農用地利用集積計画等促進計画(中間管理機構)の決定について

議案第 32 号 令和 7 年度利用状況調査による非農地の判定について

7. 協議報告事項

- ・ 6 月の総会日程について

議長	(岸田 会長) それでは定例総会を始めます ただいまの出席委員は13名で、欠席者1名であり、総会は成立いたしました。 これから、令和8年第5回定例総会を開会いたします。 それでは議事日程に入ります。 《日程第1》 会議録署名委員の指名を行います。 本総会の会議録署名委員には、7番 日高 委員と8番 榮 委員のお二人を 指名いたします。 《日程第2》 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、議案第26号から議案第32号までの7件を予 定しております。 お諮りいたします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしまし た。 本日の議案日程はあらかじめお配りしてあります通りを予定としております。 これにご異議ございませんか。 (全委員から異議なしの声) ご異議なしと認めます。それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。 《日程第3》
議長	(岸田 会長) 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請、No.14 からNo.18 について議 題といたします。 事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 6 ページをご覧ください。 No.14 の申請地は奄美市名瀬大字伊津部勝の1筆 面積は20,875 m²で売買による 所有権移転の申請です。農地区分は第1種農地です。 受け人は、現在、親の土地でカンキツ類を栽培しており、栽培面積の拡大によ る農地取得の計画です。

なお、この申請地は令和8年2月に別の受入との3条許可を了承いたしました
が、許可を受けた申請人から取り消し願いが提出され、今回、受け人を変更し
ての申請です。

15 ページをご覧ください。

No.15 は、渡し人が所有する奄美市笠利町大字川上の4筆と奄美市笠利町大字屋
仁の3筆 合計7筆 面積4,990 m²で贈与による所有権移転の申請です。

農地区分は第1種農地です。

受け人は、渡し人が代表を務める会社です。資料33ページに記載のとおり農地
を取得する要件をすべて満たしていることから、農地を所有することができる
農地所有適格法人とみなされます。

タンカンとマンゴーの生産や観光農園としての農地取得の計画です。また、生
産した農作物を加工・製造し販売することや農家民泊など6次産業化に取り組
むため、現在、空き家を改修中とのことです。

また、現在、渡し人が農地バンクから借りてマンゴーを栽培している奄美市笠
利町大字和野 農地面積6,894 m²についても、借り主を会社へ変更し、農地バ
ンクで借りる計画です。

39 ページをご覧ください。

No.16 の申請地は奄美市名瀬大字小宿の1筆で、面積は368 m²で売買による所有
権移転の申請です。

農地区分は第2種農地です。

受け人は、現在、申請地のとおりで農業をしており、野菜や果樹の栽培面積の
拡大による農地取得の計画です。

50 ページをご覧ください。

No.17 は、申請地は奄美市笠利町大字宇宿の2筆で、面積は3,299 m²で売買によ
る所有権移転の申請です。

農地区分は第1種農地です。

受け人は、パッションフルーツを主に生産している農家です。

申請地の1筆は受け人が、渡し人から農地バンクをとおして賃貸借し、農業用
ビニールハウスを設置して農業をしている農地であります。賃貸借から売買へ
の変更による農地取得の計画です。

59 ページをご覧ください。

No.18 の申請地は奄美市笠利町大字節田の1筆と奄美市笠利町大字手花部の1筆
合計2筆で 面積1,487 m²で売買による所有権移転の申請です。

農地区分は2筆共に第1種農地です。

受け人は、現在、申請地2筆のとおりで農業をしており、野菜や薬草の栽培面
積の拡大による農地取得の計画です。

以上5件です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.14 の担当調査委員による調査報告をお願いします。

No.14

14 番

(田中 委員) 譲受人 についての調査報告

議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請No.14 の譲受人について調査報告します。

5 月 24 日 16 時私の自宅で話を聞くことができました。

受人は現在専業農家で父親名義の土地を耕作しております。名義は父親ですが、耕作は主に受人が行っており、父親が手伝うような感じだそうです。

現在は 2 人で農作業を行っておりますが、今回取得した農地が順調に行けば、他の家族にも収穫などは手伝ってもらう予定とのことでした。

かなり広大な規模拡大となりますが、機械などもあり営農意欲も問題ないのではないかと感じました。以上報告いたします。

10 番

(山田 委員) 譲渡人 についての調査報告

譲渡人に、5 月 19 日 16 時頃に電話にて聞き取りを致しました。3 か月前ぐらいに畑の倉庫が火事になり、又、高齢によりこれからの耕作も困難なため売却を頼んでいたそうです。土地の所在、面積、金額、記載通りで間違いありませんとのことでした。

7 番

(日高 委員) 土地についての調査報告

5 月 20 日、10 時 30 分頃現地調査をした。

現地は山中であるが、圃場奥まで農道が整備されており、農機具小屋や作業部屋もあった。

圃場は細かく区切られており、果樹も数カ所植えられていた。

草刈りなどある程度手入れされている為、すぐに営農できる状態である。

No.15

9 番

(西 委員) 譲受人・譲渡人についての調査報告

譲渡人と譲受人、一括して報告します。

5 月 16 日土曜日、午後 6 時ごろ譲渡人と名瀬の自宅のほうでお話を伺いました。理由としては、今現在、タンカン、マンゴー、今年からジャガイモを栽培しており、雇用を多く使いたいと思い、会社を設立しました。会社には所有権を移転したいということです。土地の地番、面積とも申請書通り間違いはないということです。

13 番

(中棚 委員) 土地についての調査報告

13 番 中棚です

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、受付番号 15 番 土地（畑）の現地調査の報告をいたします 5 月 18 日午後 2 時に現地の畑に笠利分室長、竹山主幹、丸田農地利用最適化推進委員と中棚で確認しました。

申請地の場所はページの 29～32 を見られてください 笠利町大字屋仁と川上地内になります。笠利町大字川上字宇津 4 筆は草が刈られていて綺麗でした。うち 1 筆は叔母さんが野菜を植えていました。農振地域内になります。笠利町大字屋仁字ハサマの 3 筆の畑は鶏舎の横の畑になります。畑には果樹の木が植えられていました。畑は草が刈り取られていて綺麗に管理されていました。問題ないと思います

農業委員のみなさんのご審議よろしく申し上げます。

農地法第3条第2項第1号、第2項第2号、第2項第3号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号は別紙のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

No.16

9 番 (西 委員) 譲渡人 についての調査報告

5月16日土曜日、渡人に小宿字蓋の申請地で話を伺うことができました。渡人は、その畑では農業をしていないということで、受人に売りますということです。土地の地番、面積、対価とも申請書とおりに間違いがないということです。

9 番 (西 委員) 譲受人 についての調査報告

5月17日 14時20分ごろ、申請地にて受人にお話を伺うことができました。理由としては、受人の隣の畑が渡人の畑で、売りたいというので買いますということです。

取得後は、バナナ、ミカンなどを植えたいということです。後継者はこどもがいますということです。土地の地番、面積、対価とも申請書とおりに間違いがないということです。

9 番 (西 委員) 土地についての調査報告

土地について、5月18日月曜日 午前10時20分ごろ、事務局2人、私で小宿の申請地を見に行きました。46ページから48ページにありますように、小宿町内会から里集落の手前の橋を渡り北のほうにいったところにあります。

申請地の隣も受人の土地です。申請地はイノシシ柵が囲われていて、ユンボで大きな木は伐根されていた状態でした。以上です。

第2項第6号、第3項第2号は別紙のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

No.17

5 番 (照井 委員) 譲受人 についての調査報告

農地法第3条の規定によるNO.17について調査報告いたします。

5月14日 13:30頃、松本室長、竹山主幹、大瀬委員、肥後推進委員と5名で、受け人に直接お会いしてお話を聞くことができました。

申請地①は木や、葎などが生えて耕作するには時間がかかりますが、ご自身で伐採・除草に取り組み野菜を植える予定とのことでした。

申請地②は約10年位前から借り入れていた土地で受人がハウスを建て栽培しております。ハウスパッションや空いている場所で野菜等を栽培し、土地を有効活用されていました。

P53(5)にもございますが、規模拡大も考えており意欲的に取り組んでいると思います。

申請書は、ご自身で作成しており申請書の通り間違いのないとのことでした。

P51 所有地以外の土地は、今回の3064㎡を含んでおります。農地バンク解約しておりますが、農地台帳にまだ反映されないため含んだ数字となります。

14 番	(田中 委員) 譲渡人 についての調査報告 議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請No.17 の譲渡人について調査報告します。 5 月 21 日 18 時 30 分、電話で話を聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないことでした。 この土地は以前から譲受人に貸していたとのこと、今回売買の話になったとのことでした。以上報告いたします。
6 番	(大瀬 委員) 土地についての調査報告 農地法第 3 条の規定による許可申請書 No. 17 の土地について報告します。5 月 14 日火曜日、午後 1 時 30 分に、受人、笠利分室長の松本さん、竹山さん、委員の照井さん、推進委員の肥後さん、私の 6 名で、ハウスの圃場で、待ち合わせて、土地の調査をしました。案内図 58 ページの申請地②の農地は、受人が 9 年前からハウス 6 棟を建て、パッションを栽培されています、申請地①の農地は、何十数年前から放棄されている土地でセンネンボクやアシボが生え、重機での整地が必要な、農地です、譲渡人からこの農地まで購入してくれるようお願いされたようです。 農地法第 3 条の調査書については、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。
5 番	No.18 (照井 委員) 譲受人 についての調査報告 農地法第 3 条の規定による NO. 18 について受人の調査報告を致します。 5 月 15 日 9 時頃 立ち会っていただいて受人にお話を聞くことができました。 書類記載内容に間違いのないことでした。 2 筆ともご自身、ご家族が使っている畑のすぐ隣なので畑の管理がしやすい場所です。今後は、お父様の土地も引き継いでいく予定とのこと、耕作意欲を感じました。
5 番	(照井 委員) 譲渡人 についての調査報告 農地法第 3 条の規定による NO. 18 について渡し人の調査報告を致します。 5 月 15 日 13 時ごろ 渡し人にお電話でお話を聞くことができました。 土地の所在等申請書通りで間違いのないことでした。
5 番	(照井 委員) 土地についての調査報告 農地法第 3 条の規定によるNo.18 について土地の調査報告を致します。 5 月 15 日 9 時ごろ、松本室長、竹山主幹、朝委員の 4 人で、受人立会いの下 2 筆確認いたしました。 P67 節田 県道から空港に向かう途中、節田の GS を超えて左折、最初の交差点を右折すると道の右側にハウスが見えてきます。そのハウスは受人のご両親が主に管理されているハウスです。ハウス手前が今回の申請地です。 こちらの土地は以前から使っており、野菜や薬草を作っており、周辺はサトウキビ畑が広がっていました。

P67 手花部 節田から手花部に抜ける道沿いのハウスを過ぎて右折し、左折すると受人所有のハウスがありその奥が今回の申請地です。
こちらは以前お父様が使用していたようですが、ここ数年使われていなかったようでススキが生えていましたが、すぐに耕作できると思います。
畑の真ん中あたりにはお父様が建てた倉庫がございました。
手花部は農業用水が引かれていませんが、隣のご自身のハウスの土地で井戸があるため作業も問題ないと思います。
こちらも周りにはサトウキビ畑が広がっていました。
両区画ともほかの農作物や作業に影響を及ぼすことはないと判断いたします。
農地法第3条の調査書については、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長

(岸田 会長)

それではNo.14 から順次質疑に入ります。質疑はございませんか。
No.14 の質疑はございませんか。
No.15 の質疑はございませんか。

1 番

(里 委員)

No.15 について 3号申請の審議には直接関係のない質問だが、タンカンを植えたいということで1年前に3条申請があった農地である。今回は譲渡人が代表の法人に贈与し、マンゴーを植えたいとのこと。マンゴーはハウスが必要で、ハウスを用意し、マンゴーを植え付けて収穫という流れを考えると、営農計画書に記載されている2年後の収益が現実的と思えない。

また、譲渡人が代表する法人への贈与ということであるが、個人の農地を法人にした場合どのようなメリットがあるのか。

事務局

(中村 事務局長)

申請地の一部にマンゴーを植える計画である。
今回申請の農地のほかにも、農地バンクで譲渡人本人から法人に借り換えの手続きを進めており、その売り上げも営農計画に記載されている。

法人設立に関しては、信用度が上がり融資を受けやすい、従業員を雇用することができるなどのメリットがある。
申請者は農泊や6次産業に向けた取組の計画もあり、会社を設立したということである。

議長

(岸田 会長)

補足、個人の場合所有者が亡くなった後に登記名義人の変更が必要だが、法人の場合は代表者が変わるだけなど手続きの面でのメリットがある。
税金の面での違いはあまりない。

議長

(岸田 会長)

ほかに質疑はございませんか。

	No.16 の質疑はございませんか。 No.17 の質疑はございませんか。
1 番	(里 委員) No.17 書類記載の農地面積の確認
事務局	(竹山 主幹) 合意解約した農地について、農地台帳への反映がまだ済んでいないことにより面積の差異が生じています。
議長	(岸田 会長) No.18 の質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りします。 No.14 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 No.15 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 No.16 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 No.17 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 No.18 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成であります。 よって 議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請No.14 からNo.18 について審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第 4 》 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 7、8 について議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(中村 事務局長) 81 ページをご覧ください。議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 今月の 5 条申請は 2 件で売買による転用の 1 件と使用貸借による一時転用の 1 件の申請です。 82 ページをご覧ください。 No.7 の申請は奄美市名瀬和光町の 3 筆の売買による一般住宅への転用申請です。農地区分は第 3 種農地です。 申請地は 84 ページの案内図をご覧ください。真ん中の黒丸の部分が申請地の場所です。和光町内の仲勝川沿いにあり令和 7 年 9 月と 11 月に転用を許可した土地の隣接地であり既に現況は雑種地となっております。 転用内容は一般住宅の建設で農地面積は 165 m²です。なお 82 ページの申請書の転用計画の所要面積が 165.63 m²と小数点の端数がついているため面積の整合性

について鹿児島県に確認したところ書き方に問題ないことを確認しております。

資金については銀行融資と自己資金となっており、被害防除計画書、誓約書など添付しております。

また、立地基準として既に宅地化がすすんでいる地域で農地区分が第3種農地であるため原則転用許可を認めざるを得ない土地であり代替え地の検討は必要でないため代替え地検討資料は添付しておりません。

91 ページをご覧ください。

No.8の申請は奄美市名瀬大字名瀬勝の2筆の使用貸借による公共工事の資材置き場としての一時転用申請です。

農地区分は第1種農地です。

105 ページをご覧ください。この案件については追認案件であるため始末書を添付しております。

経緯については、担当地区の農業委員が気づき、業者へ指導をおこなったため申請書が提出されました。

96 ページと 97 ページをご覧ください。

内容は、市が発注した公共工事で 農道や農地の排水を改善するための側溝の入れ替えや新たに設置するための資材置き場として一時的に利用しております。

なお、92 ページの権利者の同意については、権利者が他にありますが管理者のみの同意となっております。

理由は、管理者以外の権利者の所在が不明であり探索に時間を要すること、所有権の移転ではなく一時的な利用であること、

100 ページをご覧ください。

畑の使用料として金銭が発生せず、畑の利用対価として、多くの廃材が散乱し遊休農地であった農地の整地や廃材の処理を行うため、畑として復旧されることから管理者のみならず権利者全員の資産に価値が付与されるため管理者のみの同意で受理しております。

また、工事は中断せず作業は継続しております。

理由として、工事の内容が雨の多い梅雨時期で、農道や農地の排水を良くするための工事であることから、工事を中断することで、逆に周囲の農作業や農業生産に支障がでる懸念があるためです。

申請地は 95 ページの案内図をご覧ください。

農地面積は2筆合計 1,778 m²、そのうち 481 m²を一時転用する計画です。

工事の目的である一時的な転用が完了したら速やかに農地に復元する旨の誓約書なども添付しております。

以上2件です。

議長

(岸田 会長)

No.7、8についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

No. 7

- 14 番 (田中 委員) 譲受人・譲渡人・土地についての調査報告
議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 7 について調査報告いたします。
まず受人ですが、5 月 21 日 18 時 40 分電話で話を聞くことができました。
書類の記載内容に間違いのないことでした。
申請書にある通り、現在は住居兼会社に母、妹と同居されているとのことでした。
次に譲渡人ですが、5 月 22 日 18 時、譲渡人の自宅で話を聞くことができました。
書類の記載内容に間違いのないことでした。
次に土地の調査ですが、5 月 22 日 18 時に現地を確認しました。
84、85 ページをご覧ください。真ん中の黒丸がこの土地の場所になります。地図
を見てもわかる通りこの土地は周りを住宅に囲まれており、農業には向かない土
地と判断いたします。事前着工ありませんでした。以上報告いたします。

議長 (岸田 会長)
No. 8 についての担当調査委員による調査報告をお願いします。

No. 8

- 14 番 (田中 委員) 譲受人についての調査報告
議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 8 の受人について調査報告い
たします。
5 月 21 日 18 時 20 分、受人が総会の日まで鹿児島出張で戻らないとのことでした
ので、電話で話を聞くことができました。書類の記載内容に間違いのないこと
でした。
始末書も添付されていますが、今回書類の提出が遅れてしまい申し訳ないのこと
でした。以上報告いたします。

- 10 番 (山田 委員) 譲渡人についての調査報告
5 月 19 日 17 時頃、譲渡人に電話にて確認を致しました。
土地の所在、転用面積も記載通りで、使用料も一時転用期間後に土地の整地や
廃材処理をしてもらえるということで、間違いありませんとのことでした。

- 7 番 (日高 委員) 土地についての調査報告
5 月 21 日午前 10 時頃、現地調査をした。
当該箇所周辺はすでに工事が始まっており、圃場には資材やプレハブ小屋、簡
易トイレが設置してあった。
事前着工しているが、工事の公共性を鑑み今回は致し方ない。

議長 (岸田 会長)
質疑に入ります。質疑はございませんか。

それではNo.7から順次質疑に入ります。質疑はございませんか。
No.7 質疑はございませんか。
No.8 質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
No.7について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
No.8について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請No.7、8について
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第5》

議案第28号 非農地の認定についてNo.9、10について議題といたします。
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

106 ページをご覧ください。議案第28号非農地証明願いの認定について
今月の非農地証明願いは笠利地区2件の申請です。

107 ページをご覧ください。

No.9の申請地は奄美市笠利町大字和野の2筆の申請です。申請面積は921㎡で
あります。

この案件は追認案件のため、113 ページに始末書を添付しております。
また、この申請地については過去に非農地証明願いを了承した土地でありま
す。

経緯については、令和5年4月総会にて現況が2筆とも原野であったため非農
地証明願いが了承されましたが、登記の地目を変更せずに1筆の土地に砂利を
敷いて現在、駐車場として貸しており、令和5年当時は現況の地目が原野であ
ったが現在は雑種地となっております。

もう一筆については、令和5年当時と同じく現況の地目は原野であります
が、了承されてから3年経過しているため、再度の申請となっており、現況は写真
のとおりです。

116 ページをご覧ください。

No.10の申請地は奄美市笠利町大字用安の1筆の申請です。申請面積は223㎡で
あります。

申請地は118 ページの案内図をご覧ください。

申請地は宅地や墓地、また、市道や海岸の護岸に挟まれた場所にあります。
海岸沿いにあるため生産性も低く、面積も小さな土地であります。

周囲には農地もなく、集落内に在る土地であります。現況は写真のとおりで
す。

以上2件です。

議長

(岸田 会長)

それではNo.9、10について順次担当調査委員による報告をお願いします。

No.9

4 番

(与沢 委員)

願出人についての調査報告

5月15日午後2時20分頃、山本推進委員、松本分室長、竹山主幹、私の4名で現地調査を行い、願出人からお話を伺いました。

当該地は、3年前の総会において2筆とも非農地として承認されております。しかしながら、願出人の認識違いにより、その後の地目変更登記の手続きが行われていなかったことから、今回改めて非農地申請が提出されたものです。申請書の記載内容に誤りはないとのことです。

4 番

(与沢 委員)

土地についての調査報告

続いて、土地の状況について報告いたします。109ページをご覧ください。申請地は空港手前にあるタイセイ石油の裏手に位置しており、名瀬方面から北上した場合、空港手前を右折した先にあります。

2筆のうち、111ページ掲載の土地は、写真のとおり3年前の調査時から現況に変化はなく、窪地となっており雑木が繁茂している状況でした。

一方、もう1筆は、112ページの写真のとおり、近隣のレンタカー会社の駐車場として利用されていることを確認しております。なお、この件につきまして、願出人から提出された始末書が113ページに添付されております。

以上で調査報告を終わります。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

No.10

14 番

(田中 委員)

願出人についての調査報告

議案第28号非農地申請No.10の願出人について調査報告いたします。

5月21日18時10分電話で話を聞くことができました。書類の記載内容に間違いはないとのことでした。祖父がこの土地で農業をしていたそうですが、自身が相続してからは使用しておらず農業をするつもりがないとのことでした。

以上報告いたします。

12 番

(里 委員)

土地についての調査報告

議案第28号非農地の認定について12番里です。

No.10土地について調査報告をいたします。5月14日午前9時頃、現地を西 秋子推進委員、松本分室長、竹山主幹、里和彦で調査しました。この土地は狭小地で住宅地に隣接する土地であり、河川及び海岸に面している土地です。周囲には、農地もなく他の農地への影響も無いものと考えられます。皆様のご審議をお願いします。

議長

(岸田 会長)

No.9、10について 質疑に入ります。質疑はございませんか。

No.9 質疑はございませんか。

No.10 質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

10 番

(山田 委員)

申請自体への異議ではないが、非農地証明願いの現況欄に、平成 10 年に時効取得により本土地を取得したが、その時点ですでに耕作していないとの記載がある。時効取得というのは、人の土地を自分が使い続け（悪意でも）20 年たった場合時効取得となるが、使っていない土地が時効取得できたのか。

事務局

(中村 事務局長)

本件の審議にかかる内容ではないので、時効取得経緯などについて委任を受けた行政書士からの詳細の確認や調査もしていない。

7 番

(日高 委員)

時効取得について詳しく教えてほしい。

10 番

(山田 委員)

（悪意があっても）20 年使っていて持ち主から「自分の土地だ」と言われたい限り裁判所で手続きができる。
自分の土地だと思って使っていた場合は 10 年たてば裁判所で手続きができる。
裁判所での手続きをしなければ、何年使っても自分の土地にはならない。

8 番

(榮 委員)

農業委員会からも時効取得の流れについて周知をしては？

議長

(岸田 会長)

権限外であるため、農業委員会として周知は難しい。
ほかに質疑はございますか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって 議案第 27 号 非農地の認定No.9，10 について
審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 6 》

議案第 29 号農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約について
議題といたします。

議題に入る前に、7番 日高農業委員の本人案件があるため、退室のほどよろしく願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

122 ページをご覧ください。議案第 29 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約について、今月の合意解約は名瀬地区のみです。

125 ページの合意解約管理表をご覧ください。

解約理由は、すべて農地バンクへの移行に伴う合意解約です。

合意解約 2 件 解約面積 2,880 m²です。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって「議案第 29 号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約について」承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

7 番 日高 農業委員の入室を許可します。

《 日程第 7 》

「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約の決定について」議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

127 ページをご覧ください。議案 30 号農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約について

今月の合意解約は 笠利地区のみです。

129 ページの合意解約管理表をご覧ください。

解約理由は、すべて耕作者の変更に伴う合意解約です。

合意解約 3 件 解約面積 4,003 m²です。

以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって「議案第30号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）の合意解約の決定について」承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

《日程第8》

「議案第31号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）について」議題といたします。

議題に入る前に、2番 西 なおみ 推進委員、9番 肥後 推進委員の2名は本人案件があるため退室のほどよろしく願いいたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

130ページをご覧ください。議案第31号 農用地利用集積等促進計画の農地中間管理権設定について

今月の利用権設定は名瀬地区、住用地区、笠利地区 3支所すべてです。

133ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。利用権設定4件 契約面積4,008㎡です

次に135ページの住用地区の管理表をご覧ください。利用権設定1件 契約面積1,417㎡です

次に137ページから140ページの笠利地区の管理表をご覧ください。利用権設定43件 契約面積 63,456㎡です

その他の内容についてはお目通しください。以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

5番

(照井 委員)

書類記載の利用権設定の始期についての疑義

事務局

(中村 事務局長)

記載誤りについて事務局修正

議長

(岸田 会長)

ほかに質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。
よって「議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定）について」承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

2 番 西なおみ 推進委員、9 番 肥後 推進委員の入室を許可します。

《日程第 9》

「議案第 32 号 令和 7 年度利用状況調査による非農地の判定について」議題といたします。
事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(中村 事務局長)

別紙資料をご覧ください。議案第 32 号 令和 7 年度利用状況調査による非農地の判定について
令和 7 年度に利用状況調査をしていただいた調査の結果
名瀬地区 84 筆 80,844 m² 約 8.1ha
住用地区 25 筆 18,398 m² 約 1.8ha
笠利地区 407 筆 242,303 m² 約 24.2ha
合計 516 筆 341,545 m² 約 34.1ha の農地が現況で農地への復旧が困難であるとして非農地判断となりました。

名瀬地区で多いのは西仲勝でした。
住用地区で多いのは山間と神屋でした。
笠利地区で多いのは用安と節田となっております。
以上です。

議長

(岸田 会長)

これから本案件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって「議案第32号 令和7年度利用状況調査による非農地の判定について」審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。
事務局から連絡事項等があるようですので、協議会へ移します。

《協議会》

協議事項 事務局からの連絡

- ・6月の総会日程について

それでは、正会に戻します。

以上で、令和8年度第5回奄美市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会

令和8年5月25日

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

署名委員 日高 千夏

署名委員 榮 清安

作成者 中村 幸信